

## 別紙

### 【労働者宿舎を設置・撤去する場合の設計変更】

労働者宿舎設置・撤去に関する設計変更については、以下のとおりとする。

- (1) 本工事では、当該工事に必要な建設労働者宿舎として、「建設業附属寄宿舍規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」を満たす宿舎について協議により設置・撤去に要する費用を計上できるものとする。
- (2) 協議の方法、費用の計上方法及び宿舎の維持管理方法などは、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領」第4条に基づくこと。